

## 平成五年通商産業省令第二十三号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則

第五条、第六条、第八条、第九条及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）第三条の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則を次のように制定する。

（募集の届出）

第一条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出をする者は、様式第一の届出書に、その写し四通を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

第二条 法第三条第一項第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類
- 二 会員契約代行者をして会員契約の締結の代理又は媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2 法第三条第一項第二号ロの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定役務に係る施設の開設計画
- 二 指定役務に係る施設についての計画の内容であつて次に掲げるもの
  - イ ゴルフ場（法第四条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第三条に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）のホール数
  - ロ ゴルフ場の敷地面積
  - ハ 会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設

3 法第三条第一項第二号又の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 会員制事業者が会員以外に指定役務に係る施設を継続的に利用させる契約の締結をし、又はしようとする者（以下「契約者」という。）がある場合にあっては、その数についての計画及びその契約の内容
- 二 指定役務に係る施設について、会員制事業者が会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

- 三 会員制事業者が会員に対して指定役務の提供を制限する旨の定めがあるときは、その内容
- 四 会員契約に基づく会員の債権の相続に関する定めがあるときは、その内容
- 五 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関するあつせんの有無及びその内容

（会員制事業者に関する事項の変更）  
第三条 法第三条第二項の経済産業省令で定める軽微な変更は、会員制事業者を行うのに必要な資金の額の届出額の百分の十以内の増減による変更とする。

（会員契約の締結時期の制限）  
第四条 法第四条の規定による届出をする者は、様式第二の届出書に、その写し四通を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

第五条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号の経済産業省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- 一 戦争、革命、内乱、暴動又は騒乱
- 二 放射性物質の放出を伴う災害

第六条 令第三条第二号の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

（会員契約の締結前における書面の交付）

第七条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 会員制事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 指定役務の内容

- 三 指定役務に係る施設の開設計画又は開設計画日及び指定役務の提供の開始日又は開始予定日
- 四 指定役務に係る施設についての計画の内容であつて次に掲げるもの
  - イ ゴルフ場（法第四条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第三条に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）のホール数
  - ロ ゴルフ場の敷地面積
  - ハ 会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設

五 会員の数についての計画

六 抛出金の種類及び額

七 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

八 会員契約の変更に関する事項

九 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができ旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項

十 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十一 会員契約に基づく会員の債権の譲渡及び相続に関する定めがあるときは、その内容

十二 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容

十三 契約者の数についての計画及びその契約の内容

十四 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者の利用がある場合にあっては、その内容

十五 会員制事業者が会員に対して指定役務の提供を制限する旨の定めがあるときは、その内容

2 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類
- 二 会員制事業者を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

3 法第五条第一項の規定により交付する書面には、当該書面の内容を十分読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前項の書面においては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（会員契約の締結に係る書面の交付）

第八条 法第五条第二項第二号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定役務に係る施設の開設計画又は開設計画日
- 二 指定役務に係る施設についての計画の内容であつて次に掲げるもの
  - イ ゴルフ場（法第四条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第三条に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）のホール数
  - ロ ゴルフ場の敷地面積
  - ハ 会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設

法第五条第二項第十二号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 会員制事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 会員契約の締結を担当した者の氏名
- 三 契約年月日
- 四 契約者の数についての計画及びその契約の内容

五 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

- 六 会員制事業者が会員に対して指定役務の提供を制限する旨の定めがあるときは、その内容
- 七 会員契約に基づく会員の債権の相続に関する定めがあるときは、その内容
- 八 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関するあっせんの有無及びその内容
- 九 前各号に掲げるもののほか、特に定めがあるときは、その内容
- 十 法第九条に基づく書類の閲覧が可能な場所及び閲覧の方法
- 三 法第五条第二項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を赤字で記載しなければならぬ。
- 一 当該書面の内容を十分読むべきこと。
  - 二 法第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過する日までの間は会員から書面により契約の解除を行うことができること。
  - 三 第二号の契約があつたときは、会員制事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。
  - 四 第二号の契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。
  - 五 第二号の契約の解除があつた場合には、会員制事業者は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。
  - 六 前項の書面においては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- （会員契約に関する事項の変更）
- 第九条 法第五条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 会員の数及び据置期間
  - 二 預託金の額及び据置期間
  - 三 指定役務に係る施設のうちゴルフ場のホール数に関する事項
  - 四 法第五条第三項の規定により交付する書面には、当該書面の内容を十分読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない。
  - 五 前項の書面においては、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第九条の二 法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 会員制事業者又は会員契約代行者の使用に係る電子計算機と顧客又は会員の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 会員制事業者又は会員契約代行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき概要又は事項を電気通信回線を通じて顧客又は会員の閲覧に供し、当該顧客又は会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第五条の二第一項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、会員制事業者又は会員契約代行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - 二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
  - 三 前項に掲げる方法は、顧客又は会員がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。
  - 四 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、会員制事業者又は会員契約代行者の使用に係る電子計算機と、顧客又は会員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 第九条の三 法第五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第一項に規定する方法のうち会員制事業者又は会員契約代行者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 第九条の四 法第五条第三項の規定による確認は、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で顧客又は会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認することにより行うものとする。
- 第九条の五 法第五条の二第二項の経済産業省令で定める方法は、第九条の二第一項第二号に掲げる方法とする。
- （誇大広告の禁止）
- 第十条 法第六条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 指定役務の内容及び提供時期
  - 二 指定役務に係る施設の概要
  - 三 会員の数についての計画
  - 四 会員制事業者の資力又は信用に関する事項
  - 五 会員契約の解除に関する事項
  - 六 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- （不当な行為等の禁止）
- 第十一条 法第八条第三号の経済産業省令で定めるものは、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、会員契約の締結又は更新を勧誘する行為とする。
- （書類の閲覧）
- 第十二条 法第九条の規定により書類を備え置き、閲覧させるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 当該書類は、様式第三により、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、会員契約に関する業務を行う事業所に遅滞なく備え置くこと。
  - 二 備え置いた書類は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、事業所の営業時間中、会員の求めに応じ、閲覧させること。
- （電磁的方法による備置き）
- 第十二条の二 法第九条に規定する会員制事業者の業務及び財産の状況が、様式第三により、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて同条に規定する当該事項が記載された書類の備置きに代えることができる。
- 2 前項の規定による備置きをする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- （検査職員の身分証明書）
- 第十三条 法第十七条第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。
- （電磁的記録媒体による手続）
- 第十四条 第一条及び第四条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。
- 附則
- この省令は、法の施行の日（平成五年五月十九日）から施行する。
- 附則（平成九年三月二十七日通商産業省令第三九号）抄
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年九月一九日通商産業省令第一六五号)  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二六日経済産業省令第三九号)  
この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年四月二四日経済産業省令第二六号)  
この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度分の会計の整理から適用する。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和五年五月二五日経済産業省令第二六号)  
この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二六日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日経済産業省令第六三号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

様式第1(第3条第1項関係)

様式第1(第3条第1項関係) (平18経産令65・令元経産令17の一部改正)  
(日本産業規格A4)  
(第1面)

募集届出書

年 月 日

主務大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ  
っては、その代表者の氏名  
住所  
電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第3条第1項の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

1. 会員制事業者に関する事項

1. 会員制事業者を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

		金 額
調 達 方 法	必要な資金の額	百万円
	自己資金	百万円
	預託金	百万円
	借入金	百万円
	その他	百万円
	合計	百万円

(記載上の注意)

1. その他の調達方法により調達する場合には、その内容を注記すること。
2. 本届出に係る会員契約に係る施設を提供する事業について記載すること。
3. 指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場  
合においては、その全体についての必要な資金の額について記載すること  
ができる。



3. 指定役務に係る施設の概要がわかる図を添付すること。

(第4面)

2. 指定役務に係る施設についての計画の内容

事 項	計画の内容
施設の開設予定日	
ゴルフ場のホール数	
ゴルフ場の敷地面積	
会員契約に係る施設のうち ゴルフ場に附帯して利用に 供される施設	

(記載上の注意) 「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。開設されていない場合であって、法第4条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第3条に規定する施設に限る。

3. 会員の数についての計画

会員の種別	契約締結予定数	提供される役務の内容

(記載上の注意) 提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4. 契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその契約の内容

契約者の種別	契約締結予定数	提供される役務の内容

(記載上の注意)

1. 「契約者」とは、省令第2条第3項第1号に規定する契約者をいう。
2. 提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

5. 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

6. 拠出金の種別及び額

会員の種別	入会金	預託金	その他の金銭	合 計
	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 同じ種類の会員であっても拠出金の種別又は額が異なる場合には、区分して記載すること。
2. その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7. 会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種別	預託金額 (a)	預託金据置期間	契約締結予定数 (b)	合計金額 (a × b)
				百万円
				百万円
担保措置の有無	(担保措置がある場合、その内容)			

(記載上の注意)

1. 同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

8. 会員契約の変更に関する事項

(第6面)

(記載上の注意)

簡潔に記載すること。

9. 会員契約の解除に関する事項

- (1) 会員の救についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容

(2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む）

10. 損害賠償額の子定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

11. 会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区 分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め		
相続に関する定め		
譲渡に関するあつせん		

(記載上の注意)

譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。

12. 指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容

様式第2(第4条関係)

(日本産業規格A4)

保証委託契約届出書

年 月 日

主務大臣 殿

氏名又は名称及び法人に  
あつては、その代表者の氏名  
住所  
電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

## 1. 会員契約に係る施設の内容

事 項	内 容
施設の所在地	
施設のホール数	
施設の敷地面積	

## 2. 保証委託契約の内容

保証機関 区分				合 計
会員1人当たりの拠出金額				
会員制事業者が保証委託契約を締結できる人数				
保証割合				
施設開設予定日				
保証期間の末日				
保証事由				

(記載上の注意)

- 保証機関は、具体的に機関名を記載すること。
- 会員の種類によって拠出金額が異なる場合、種類ごとに区分して記載すること。
- 保証委託契約書の写しを1部添付すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## 3. 施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分

許可等の処分に係る該当条項	処分があった日及びその処分の番号	処分権者
砂防法 第4条第1項		
森林法 第10条の2第1項 第34条第1項 第34条第2項		
農地法 第4条第1項 第5条第1項		
地すべり等防止法 第18条第1項		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項		
都市計画法 第29条 附則第4項 第59条第4項		

(記載上の注意)

許可等の処分が不要な場合には、当該許可等の処分が不要である旨記載すること。

様式第3 (第9条関係) (平18経産令63・令改、平21経産令26・令元経産令1・令元経産令17・一部改正)

業務及び財産に関する書類 (年 月 日 作成)  
(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第9条の規定により閲覧に供する書類)

氏名又は名称  
法人にあってはその  
代表者の役職、氏名  
住所  
電話番号

I 業務の状況

1 会員制事業者の目的

(記載上の注意)

- 直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。ただし、事業年度開始後3月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載することができる。
- 会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

2 業務の内容

(単位 千円、%)

区 分	第 期		第 期		第 期		摘 要
	売上高	売 上 率	売上高	売 上 率	売上高	売 上 率	
合 計		100.0		100.0		100.0	

(記載上の注意)

- 直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に直前3事業年度(事業年度が6月の者)にあっては、直前6事業年度)の売上高及び売上比率を示すこと。ただし、事業年度開始後3月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に前事業年度の直前3事業年度(事業年度が6月の者

にあっては、前事業年度の直前6事業年度)の売上高及び売上比率を示すことができる。また、6事業年度について示す場合にあっては、連続する3事業年度ごとに分けて示すことができる。

- 事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

3 会員制事業者と役員との間の重要な取引

(記載上の注意)

- 直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引(役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。)及び第三者との間の取引で会員制事業者と役員との利益が相反するものがある場合には、その重要なものについて、その旨及びその内容を記載すること。

- 株式会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

4 株主等の氏名又は名称、所有する株式の数又は出資の金額(割合を含む)及び会員制事業者の株主等への出資の状況

氏名又は名称	住 所	所有する株式の数又は出資の金額(出資割合)	会員制事業者の株主等への出資の状況
		( %)	
計			

(記載上の注意)

- 「株主等」とは、株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいい、所有する株式の数又は出資の金額の多い順に従って7名について記載すること。

- 「出資割合」とは、所有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

- 「会員制事業者の株主等への出資の状況」とは、会員制事業者が自己又は他人の名義をもって所有する株主等の株式の数又は出資の金額をいう。



5 親会社との関係

親会社名	出資割合	業務上の関係
	%	

(記載上の注意)

- 「親会社」とは、会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいう。
- 「出資割合」とは、親会社が所有する会員制事業者の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 業務上の関係には、親会社との取引の内容等を具体的に記載すること。

6 子会社の状況

子会社名	資本金	出資割合	主要な事業内容
		%	

(記載上の注意)

- 「子会社」とは、会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。
- 「出資割合」とは、会員制事業者が所有する子会社の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

7 施設の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画

事業施設の 内容	必要性	予算金額	既払金額	今後の 所要額	着手 年月	完成予定 年月	摘要
		百万円	百万円	百万円			
計							

(記載上の注意)

- 「重要な拡充若しくは改修」とは、提供する役務の内容に重要な変更が生ずるような施設の拡充若しくは改修をいう。

II 財産の状況

1 貸借対照表

(単位 千円、%)

項目	期日	第 期		第 期		第 期	
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資 産 の 部							
I	流動資産						
	(1) 現金及び預金						
	(2) 受取手形						
	(3) 売掛金						
	(4) 有価証券						
	(5) 商品						
	(6) 前払費用						
	(7) 繰延税金資産						
	(8) 短期貸付金						
	(9) 未収入金						
	(10) 未収収益						
	(11) その他の流動資産						
	(12) 貸倒引当金						
	流動資産合計						
II	固定資産						
	1 有形固定資産						
	(1) 建物						
	(2) 構築物						
	(3) 機械及び装置						
	(4) 車両運搬具						
	(5) 工具器具及び備品						
	(6) コース勘定						
	(7) 土地						
	(8) 建設仮勘定						
	(9) その他の有形固定資産						
	有形固定資産合計						
	2 無形固定資産						

(1) のれん							
(2) 借地権							
(3) その他の無形 固定資産							
無形固定資産合 計							
3 投資その他の資 産							
(1) 投資有価証券							
(2) 関係会社株式							
(3) 出資金							
(4) 長期貸付金							
(5) 長期前払費用							
(6) 繰延税金資産							
(7) その他の投資 等							
(8) 貸倒引当金							
投資その他の資 産合計							
固定資産合計							
III 繰延資産							
1 創立費							
2 開業費							
3 その他の繰延資 産							
繰延資産合計							
資産合計							
負 債 の 部							
I 流動負債							
(1) 支払手形							
(2) 買掛金							
(3) 短期借入金							
(4) 未払金							
(5) 未払費用							
(6) 未払法人税等							
(7) 繰延税金負債							
(8) 前受金							
(9) 預り金							
00 前受収益							
00 賞与引当金							

02 その他の流動負 債							
流動負債合計							
II 固定負債							
(1) 長期借入金							
(2) 会員預り保証金							
(3) 退職給付引当金							
(4) その他の固定負 債							
固定負債合計							
負債合計							
純 資 産 の 部							
I 株主資本							
1 資本金							
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金							
(2) その他資本剰 余金							
資本剰余金合計							
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金							
(2) その他利益剰 余金							
任意積立金							
繰越利益剰余 金							
利益剰余金合計							
4 自己株式							
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金							
2 繰延ヘッジ損益							
3 土地再評価差額 金							
評価・換算差額等 合計							
III 新株予約権							
純資産合計							
負債純資産合計							

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。
- 2 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度について記載すること（この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。）。
- 3 大項目について、その構成比を示すこと。
- 4 「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその金額が資産総額の100分の1を超えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の積立金でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものについては、それぞれその資産、負債及び純資産の性質を示す適切な名称を付した項目を設けて記載すること。
- 5 繰延税金資産及び繰延税金負債については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第83条の規定により表示すること。
- 6 総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

損 益 計 算 書

(単位千円、%)

期 日 種 別 項 目	第 期 日		第 期 日		第 期 日	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
I 営業収入						
II 営業費用						
営業利益 (又は損失)						
III 営業外収益						
1 受取利息						
2 その他の 営業外取 益						
IV 営業外費用						
1 支払利息						

2 その他の 営業外費 用						
経 営 利 益 (又は損失)						
V 特別利益						
1 固定資産 売却益						
2 その他の 特別利益						
VI 特別損失						
1 固定資産 売却損						
2 その他の 特別損失						
税引前当 期純利益 (又は当 期純損 失)						
法人税、 住民税及 び事業税						
法人税等 調整額						
当期純利 益(又は 当期純損 失)						

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。
- 2 「その他の営業外収益」「その他の営業外費用」「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」のうち、同一種類の費用及び収益でその金額がその属する項目の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。
- 3 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度について記載すること（この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。）。
- 4 総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。
- 5 項目ごとに売上高を100とした百分比を示すこと。

## 3 注記事項

(記載上の注意)

直前事業年度について、以下に定める注記事項を記載すること。その際、貸借対照表、損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。ただし、株式会社以外の者については、該当しない事項についての注記を省略することができる。

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（②において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他貸借対照表又は損益計算書の作成のための基本となる重要な事項

(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

## 2 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
- (2) 取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債権総額
- (3) 会社法第2条第1項第3号の子会社の株式又は持分の総額
- (4) 取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債務総額
- (5) 債権及び債務のうち会社法第2条第1項第4号の親会社又は第3号の子会社に対するもの内容
- (6) 保証債務、手形連及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (7) 固定資産については、会員契約の目的となる指定債務に係る施設の種類、規模及び所在地を注記すること（貸借部分を内書きすること。）、

(8) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

## 3 損益計算書に関する注記

- (1) 親会社との取引額及び取引内容
- (2) 子会社との取引額及び取引内容
- (3) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

## 4 附属明細書

(記載上の注意)

- 1 直前事業年度について、以下に定めるもののほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載すること。
- 2 株式会社以外の者については、該当しない事項の記載を省略できる。

(1) 長期借入金及び短期借入金の増減

## ① 長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年内返済予定額)
	円	円	円	(円)
				( )
				( )
				( )
計				( )

## ② 短期借入金の増減

借入先	期首残高	期末残高	増減額
	円	円	円
1年以内返済予定長期借入金			
計			

(記載上の注意)

- 1 無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 2 仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。
- 3 借入金の残高の多い順に従い10名について記載すること。

② 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

区分	資産の種類	期首	期中	期中	期中	期末	期末	却
		簿価	増加	減少	減価	簿価	減価	
		円	円	円	円	円	円	%
有形固定資産								
	計							
無形固定資産								
	計							
投資その他の資産								
	計							

(記載上の注意)

- 1 合併、会社分割、事業譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。
- 2 上記1以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。
- 3 当期中に特別の法律の規定により資産等の評価替えが行われた場合、その他特別の理由により取得価額の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

③ 資産につき設定している担保権の明細

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	期末残高
	円		円

計		計	
---	--	---	--

(記載上の注意)

- 1 担保権の種類とは、抵当権、根抵当権、財団抵当権（工場財団抵当権、鉱業財団抵当権などと具体的に記載する。）、財団根抵当権、質権、譲渡担保等をいう。
- 2 会社が発行した社債を担保するため、会社の総財産につき企業担保権を設定している場合は、上表には含めず、その旨及びその内容を脚注する。

(4) 保証債務の明細

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	円	
計		

(記載上の注意)

- 1 被保証者の借入債務、未払利息、未払賃借料等の金銭債務に関する保証債務を記載する。
- 2 保証金額は、期末の保証残高を記載する。
- 3 外貨建の保証債務がある場合は、外貨による保証残高を脚注する。
- 4 同一の種類の保証債務で被保証者の数が多い場合は、保証債務の種類ごとに一括して記載することができる。

(5) 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1 当該引当金の設定目的である特定の費用又は損失が発生すると認められる理

由及びその額の算定方法を脚注すること。ただし、貸借対照表又は他の箇所に注記したものを除く。

- 2 当期減少額に目的使用以外の取崩し額が含まれている場合は、その取崩し理由及び金額を脚注すること。

(6) 会員預り保証金の明細

会員の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
				円
計				

(記載上の注意)

- 1 会員の種類ごとに記載すること。

(7) 会員数の明細

会員の種類	期首会員数	当期増加数	当期減少数	期末会員数
計				

(記載上の注意)

- 1 会員の種類ごとに記載すること。

(8) 営業費用の明細

項目	金額	摘要
	円	
計		

(記載上の注意)

- 1 その内容を示す適当な項目で記載する。  
 2 同一種類の費用で、その金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。  
 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4 (第13条関係) (令元経産令17・一部改正)

表面

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する 法律第17条第3項の規定による立入検査証		第 号
職名及び氏名		
写  真	(押出 スタ ンプ 割印)	年 月 日生 年 月 日交付
	主務大臣	印

裏面

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律抜粋

第17条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第14条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

六 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第17条第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。